平成２８年（フ）第２９号
千葉県鴨川市横渚839番地　ミレニアム鴨タク305
債務者　曺　　政代（通称三沢政代）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第８１９号
京都市左京区岩倉西河原町617番地　ヴィレッジ岩倉205
債務者　松邨　優志
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目85番地１　プレステージ姫路西飾磨Ⅱ304号
債務者　竹元　壱代
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３３８号
兵庫県姫路市飾磨区阿成26番地８　浜野アパート北側
債務者　松崎　博隆
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９９号
鳥取県米子市蚊屋138番地５
債務者　松田　光弘
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４５９号
広島市佐伯区皆賀１丁目１番47―403号
債務者　上田　眞澄
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８１号
広島市中区光南１丁目15番34―405号
債務者　田口みえこ
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７７号
広島市安佐北区小河原町1281　ゆたか園、住民票上の住所広島市中区吉島西１丁目６番18号　大喜荘（イ）
債務者　田中　哲夫
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６０２号
広島県廿日市市津田1159番地６
債務者　中田　千春
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６０９号
広島市中区白島九軒町23番２号
債務者　ぼん蔵こと　西岡　信夫
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１０号
広島市中区白島九軒町23番２号
債務者　西岡　文子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９３号
香川県善通寺市金蔵寺町826番地６
債務者　中矢　仁美
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１３４２号
福岡市博多区博多駅南３丁目14番１―1210号
債務者　稲満　　舞
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３６０号
福岡市博多区千代４丁目29番54―203号
債務者　戸川真寿美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３６８号
福岡市博多区寿町３丁目３番10―401号
債務者　稲田　幸夫
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３６９号
福岡県朝倉郡筑前町石櫃100番地40
債務者　池田智恵子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３９１号
福岡県朝倉市堤458番地１　住宅型有料老人ホーム　健生館けやき113号
債務者　志岐ますみ
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部